

中華人民共和国国家秘密保護法（仮訳）

（1988年9月5日 第七期全国人民代表大会常務委員会第三回会議にて可決、2010年4月29日 第十一期全国人民代表大会常務委員会第十四回会議にて第一次改正、2024年2月27日 第十四期全国人民代表大会常務委員会第八回会議にて第二次改正。）

目 録

第一章 総 則

第二章 国家秘密の範囲および秘密等級

第三章 秘密保護制度

第四章 監督管理

第五章 法的責任

第六章 附 則

第一章 総 則

第一条 国家秘密を保護し、国の安全と利益を守り、改革開放と社会主義現代化構築事業の円滑な推進を保障するため、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 国家秘密とは、法定プロセスにより確定され、一定期間内に限られた範囲の人員のみが知悉する、国の安全と利益に関係する事項をいう。

第三条 国家秘密を保護する（以下「秘密保護」という。）業務において中国共産党の指導を堅持する。中央秘密保護業務指導機構は全国家秘密保護業務を指導し、国家秘密保護業務の戦略および重要方針政策の研究と策定、指導と実施を行い、国家秘密保護業務における重大事項および重要業務を統括、調整し、国家秘密保護業務の法治構築を推進する。

第四条 秘密保護業務においては、総体的国家安全観を堅持し、党による秘密保護業務の管理法に沿った管理、積極的な防止、重点の強調、技術と管理の両立、革新的発展の原則に従い、国家秘密の安全を確保しつつ、情報リソースの合理的利用の便宜を図る。

法律、行政法規により公開することが規定されている事項は、法に沿って公開しなければならない。

第五条 国家秘密は法的保護を受ける。

あらゆる国家機関と国家武装組織、各政党と各人民団体、企業・事業組織とその他社会組織および公民は全て秘密保護の義務を有する。

あらゆる国家秘密の安全を脅かす行為は、全て法的追及を受けなければならない。

第六条 国家秘密保護行政管理部門は全国内の秘密保護業務を主管する。県級以上の地方各級秘密保護行政管理部門は当該行政区域の秘密保護業務を主管する。

第七条 国家機関および国家秘密に関わる企業（以下「機関・企業」という。）は、その機関・企業の秘密保護業務を管理する。

中央国家機関は、その職権の範囲内で、本システムにおける秘密保護業務に対し管理または指導を行う。

第八条 機関・企業は、秘密保護業務責任制を実施し、法に沿って秘密保護業務機構を設置す

中国 備考国家安全保障に係る主要な法制度

る、もしくは秘密保護業務の責任を負う専任者を指定することにより、秘密保護管理制度を健全化し、秘密保護防護措置を整備し、秘密保護の宣伝教育を展開し、秘密保護監督検査を強化しなければならない。

第九条 国は多様な形式で秘密保護の宣伝教育を強化し、秘密保護教育を国民教育体系および公務員教育訓練体系に組み入れ、マスメディアにより社会に向けた秘密保護の宣伝教育を行い、秘密保護知識を普及させ、秘密保護の法治を宣伝し、社会全体の秘密保護意識を高めることを奨励する。

第十条 国は秘密保護に関する科学技術研究および応用を奨励、支援し、自主的なイノベーション能力を高め、法律に沿って秘密保護分野における知的財産権を保護する。

第十一条 県級以上の人民政府は、秘密保護業務をその級の国民経済・社会発展計画に組み入れ、必要経費をその級の予算に計上しなければならない。

機関・企業が秘密保護業務を実施するための必要経費は、当該機関・企業の年度予算または年度収支計画に計上しなければならない。

第十二条 国は秘密保護人材の育成とチーム構築を強化し、関連するインセンティブ保障メカニズムを整備する。

国家秘密の保持・保護業務において顕著な貢献をした組織および個人に対し、国の関連規定に従い表彰および報奨を与える。

第二章 国家秘密の範囲および秘密等級

第十三条 国家安全および利益に関わる次に掲げる事項で、漏洩後に国の政治、経済、国防、外交などの分野における安全および利益を損なう可能性があるものについては、国家秘密と定めるものとする。

(一) 国家事務の重大な意思決定における秘密保護事項。

(二) 国防建設および国家武装組織の活動における秘密保護事項。

(三) 外交および外事活動における秘密保護事項、および対外的に秘密保護義務を負う秘密保護事項。

(四) 国民経済および社会発展における秘密保護事項。

(五) 科学技術における秘密保護事項。

(六) 国家安全活動および刑事犯罪追及における秘密保護事項。

(七) 国家秘密保護行政管理部門が確定したその他の秘密保護事項。

政党の秘密保護事項のうち前項の規定に該当するものは、国家秘密に属する。

第十四条 国家秘密の秘密等級は、極秘、機密、秘密の三等級に区分する。

極秘級の国家秘密とは、最も重要な国家秘密であり、漏洩した場合、国の安全と利益に特別深刻な損害をもたらすものをいう。機密級の国家秘密とは、重要な国家秘密であり、漏洩した場合、国の安全と利益に深刻な損害をもたらすものをいう。秘密級の国家秘密とは、一般的な国家秘密であり、漏洩した場合、国の安全と利益に損害をもたらすものをいう。

第十五条 国家秘密およびその秘密等級の具体的範囲（以下「秘密保護事項範囲」という。）は、国家秘密保護行政管理部門が単独で、もしくは関係中央国家機関と共同で定める。

軍事分野の秘密保護事項範囲は、中央軍事委員会が定める。

秘密保護事項範囲の確定は、必要性和合理性の原則に従い、科学的論証と評価を経ると共に、状況の変化に応じて遅滞なく調整しなければならない。秘密保護事項範囲の規定は、関係する範囲内で公表しなければならない。

第十六条 機関・企業の主要責任者およびその指定した人員は、秘密確定責任者として、当該機関・企業における国家秘密の確定、変更および解除を担当する。

機関・企業が当該機関・企業の国家秘密を確定、変更および解除する場合、主管者が具体的な意見を提出し、秘密確定責任者の審査・承認を経なければならない。

第十七条 国家秘密の秘密等級を確定する際は、秘密確定権限を遵守しなければならない。

中国 備考国家安全保障に係る主要な法制度

中央国家機関、省級機関およびその授権を受けた機関・企業は、極秘級、機密級・秘密級の国家秘密を確定することができる。区を有する市級機関およびその授権を受けた機関・企業は、機密級および秘密級の国家秘密を確定することができる。特殊な事情により上記規定による授権が困難な場合、国家秘密保護行政管理部門、もしくは省・自治区・直轄市の秘密保護行政管理部門が、機関・企業に秘密確定権限を付与することができる。具体的な秘密確定権限および授権範囲は、国家秘密保護行政管理部門が定める。

下級機関・企業が、当該機関・企業で発生した秘密確定事項が上級機関・企業の秘密確定権限に属すると認めた場合、まず秘密保護措置を講じると共に、直ちに上級機関・企業に報告し確定を求めるものとする。上級機関・企業がない場合、直ちに秘密確定権限を有する相応の主管部門、もしくは秘密保護行政管理部門に確定を申請するものとする。

公安機関および国家安全機関は、その業務範囲内で規定された権限に従い国家秘密の秘密等級を決定する。

第十八条 機関・企業が上級機関の定めた国家秘密保護事項を執行する、もしくは他の機関・企業が定めた国家秘密保護事項を処理する上で、派生的な秘密確定が必要な場合は、執行・処理する国家秘密保護事項の秘密等級に基づいて決定しなければならない。

第十九条 機関・企業が確定する国家秘密保護事項は、秘密保護事項範囲の規定に基づき秘密等級を決定すると同時に、秘密保護期間および知悉範囲を確定しなければならない。要件を有する場合は、秘密要件を注記することができる。

第二十条 国家秘密の秘密保護期間は、事項の性質と特徴に基づき、国家安全と利益の保護の必要性に応じて、必要な期間内に限定するものとする。期間を確定できない場合は、秘密解除の条件を定めるものとする。

国家秘密の秘密保護期限は、別段の定めがある場合を除き、極秘級は30年を超えず、機密級は20年を超えず、秘密級は10年を超えない。

機関・企業は業務の必要性に基づき、具体的な秘密保護期間、秘密解除時期または秘密解除条件を定めるものとする。

機関・企業が関連事項の決定や処理過程において秘密保護が必要と認定した事項について、業務の必要性に基づき公開を決定した場合、正式に公表した時点で秘密解除とみなす。

第二十一条 国家秘密の知悉範囲は、業務の必要性に基づき最小限の範囲に限定するものとする。

国家秘密の知悉範囲を特定の人員に限定できる場合は、特定の人員に限定する。特定の人員に限定できない場合は、機関・企業に限定し、当該機関・企業が特定の人員に限定する。

国家秘密の知悉範囲外の者が業務上の必要により国家秘密を知悉する必要がある場合、機関・企業の主要責任者またはその指定した人員の承認を得なければならない。元の秘密確定機関・企業が国家秘密の知悉範囲拡大について明確な規定を設けている場合は、その規定に従わなければならない。

第二十二条 機関・企業は、国家秘密を記録する紙媒体、光学メディア、電磁的記録媒体などの媒体（以下「国家秘密媒体」という。）、並びに国家秘密に属する設備、製品に対して、国家秘密の表示をしなければならない。

国家秘密に関わる電子文書は、国の関連規定に従い国家秘密の表示をしなければならない。

国家秘密に属さないものについては、国家秘密の表示をしてはならない。

第二十三条 国家秘密の秘密等級、秘密保護期間および知悉範囲は、状況の変化に応じて遅滞なく変更しなければならない。国家秘密の秘密等級、秘密保護期間および知悉範囲の変更は、現秘密確定機関・企業が決定するものとし、またその上級機関が決定することもできる。

国家秘密の秘密等級、秘密保護期間および知悉範囲が変更された場合は、知悉範囲内の機関・企業、もしくは人員に対し、遅滞なく書面で通知しなければならない。

第二十四条 機関・企業は、毎年、自ら定めた国家秘密を審査しなければならない。

国家秘密の秘密保護期間が満了した場合、自動的に秘密解除される。秘密保護期間内に、秘密保護事項の範囲調整により国家秘密でなくなった場合、または公開しても国の安全と利益を損なわず、継続的な秘密保護の必要がない場合は、遅滞なく秘密解除しなければならない。秘密保護期間の延長が必要な場合は、既存の秘密保護期間満了前に、秘密等級、秘密保護期間お

よび知悉範囲を再確定しなければならない。秘密解除の早期実施または秘密保護期間の延長は、既存の秘密確定機関・企業が決定するものとし、またその上級機関が決定することもできる。

第二十五条 機関・企業が、国家秘密に該当するか否か、またはどの秘密等級に該当するかについて不明確である、もしくは紛争がある場合、国家秘密保護行政管理部門、もしくは省・自治区・直轄市の秘密保護行政管理部門が国の秘密保護規定に従い決定する。

第三章 秘密保護制度

第二十六条 国家秘密媒体の作成、受領・発送、伝達、使用、複製、保存、修理および廃棄は、国の秘密保護規定に適合しなければならない。

極秘級の国家秘密媒体は、国家秘密基準に適合した施設・設備の中で保存すると共に、専任の管理者を指定しなければならない。元の秘密確定機関・企業またはその上級機関の承認を得ずに複製・抄録してはならない。受領・発送、伝達、および外部持出しにおいては担当者を指定すると共に、必要な安全措置を講じなければならない。

第二十七条 国家秘密に属する設備や製品の研究開発、生産、輸送、使用、保存、修理および廃棄は、国の秘密保護規定に適合しなければならない。

第二十八条 機関・企業は国家秘密媒体の管理を強化し、いかなる組織、個人にも次の行為があってはならない。

- (一) 国家秘密媒体の不法な取得、所持。
- (二) 国家秘密媒体の売買、転送、もしくは無許可での廃棄。
- (三) 普通郵便、宅配業者などの秘密保護措置がない経路による国家秘密媒体の送達。
- (四) 国家秘密媒体の国外への郵送・託送。
- (五) 関係主管部門の承認を経ずに行う国外への国家秘密媒体の携帯、送達。
- (六) その他国家秘密媒体の秘密保護規定に違反する行為。

第二十九条 国家秘密の不法な複製、記録、保存を禁止する。

国の秘密保護規定および基準に従った有効な秘密保護措置を講じることなく、インターネットその他公共情報ネットワーク、もしくは有線・無線通信上で国家秘密を伝達することを禁止する。

私的な交流や通信上で国家秘密に関与することを禁止する。

第三十条 国家秘密を保存・処理するコンピュータ情報システム（以下「秘密関連情報システム」という。）は、秘密等級に応じ段階的保護を実施する。

秘密関連情報システムは、国の秘密保護規定および基準に基づき計画、構築、運用、メンテナンスを行い、秘密保護施設・設備を配備しなければならない。秘密保護施設・設備は、秘密関連情報システムと同期して計画、建設、運用されなければならない。

秘密関連情報システムは、規定に従い検査に合格後、初めて使用を開始することができ、また定期的なリスク評価も実施しなければならない。

第三十一条 機関・企業は、情報システムおよび情報設備の秘密保護管理を強化し、秘密保護の自己監視施設を整備し、秘密保護セキュリティの潜在的リスクを遅滞なく発見し、かつ処理しなければならない。いかなる組織、個人にも次の行為があってはならない。

(一) 国の秘密保護規定および基準に従った有効な秘密保護措置を講じずに、インターネットその他公共情報ネットワーク、もしくは有線・無線通信上で国家秘密を伝達する。

(二) 国の秘密保護規定および基準に従った有効な秘密保護措置を講じずに、秘密関連情報システムおよび秘密関連情報機器とインターネットその他の公共情報ネットワークとの間で情報交換を行う。

(三) 非秘密関連情報システム・非秘密関連情報機器を用いて国家秘密を保存または処理する。

(四) 秘密関連情報システムのセキュリティ技術プログラムやセキュリティ管理プログラムを無断でアンインストールまたは改変する。

(五) セキュリティ技術処理がまだ済んでいないログアウト済みの秘密関連情報機器の寄贈、禁無断転載

売却、廃棄、もしくは他の用途への転用。

(六) その他情報システム・情報機器の秘密保護規定に違反する行為。

第三十二条 国家秘密の保護に使用する秘密保護セキュリティ製品および秘密保護技術装備は、国の秘密保護規定および基準に適合しなければならない。

国は、秘密保護セキュリティ製品および秘密保護技術装備の抜き取り検査・再検査制度を設け、国家秘密保護行政管理部門が設置または認可した機関が検査を実施する。

第三十三条 新聞・雑誌、図書、オーディオ製品、電子書籍の編集・出版・印刷・発行、放送番組・テレビ番組・映画の制作および放映、ネットワーク情報の制作、複製、公開、伝播は、国の秘密保護規定を遵守しなければならない。

第三十四条 ネットワーク運営者は、ユーザーが公開する情報の管理を強化し、監察機関、秘密保護行政管理部門、公安機関、国家安全機関が国家秘密漏洩事件に関わる調査処理を行う際に協力しなければならない。インターネットその他公共情報ネットワークを利用した情報公開が国家秘密漏洩の疑いがあることを発見した場合、遅滞なく当該情報の伝送を停止し、関連記録を保存し、秘密保護行政管理部門または公安機関、国家安全機関に報告しなければならない。秘密保護行政管理部門または公安機関、国家安全機関の要求に基づき、国家秘密漏洩に関わる情報を削除すると共に、関連設備に対する技術的処理を進めなければならない。

第三十五条 機関・企業は、公開する予定の情報に対し法に沿って秘密保護審査を行い、国の秘密保護規定を遵守しなければならない。

第三十六条 国家秘密に関わるデータ処理活動およびその安全監督管理は、国の秘密保護規定に適合しなければならない。

国家秘密保護行政管理部門および省・自治区・直轄市の秘密保護行政管理部門は、関係主管部門と連携して秘密保護セキュリティ管理メカニズムを構築し、秘密保護セキュリティ管理措置を講じ、データの集約や関連付けが引き起こす漏洩リスクを防止しなければならない。

機関・企業は、集約や関連付け後に国家秘密事項に該当するデータに対する法に沿ったセキュリティ管理を強化しなければならない。

第三十七条 機関・企業が、国外に対し、または中国国内で設立された国外の組織、もしくはは機構に対し国家秘密を提供する場合において、任用、もしくはは招聘雇用した国外の人員が業務上で国家秘密を知悉する必要がある場合は、国の関係規定に従い取扱う。

第三十八条 会議の開催、もしくははその他活動が国家秘密に関わる場合、主催者は秘密保護措置を講じ、参加者に秘密保護教育を行い、具体的な秘密保護要求を提出しなければならない。

第三十九条 機関・企業は極秘級、もしくはは比較的多くの機密級、秘密級の国家秘密に関わる機関を秘密保護重要部門として確定し、また集中的に国家秘密媒体を作成、保存、保管する専用の場所を秘密保護重要地点として確定し、国の秘密保護規定と基準に従って必要な技術防護施設、設備を配備、使用しなければならない。

第四十条 軍事立入禁止区域、軍事管理区域および国家秘密に属し対外開放しないその他の場所、地点には、秘密保護措置を講じなければならない、関係部門の許可を経ずに無断で対外開放を決定したり、開放範囲を拡大したりしてはならない。

秘密関連軍事施設およびその他重要秘密関連機関の周辺地域は、国の秘密保護規定に従って秘密保護管理を強化しなければならない。

第四十一条 国の秘密業務に従事する企業・事業体は、相応の秘密管理能力を備え、国の秘密保護規定を遵守しなければならない。

国の秘密媒体の製作、複製、修理、廃棄、秘密関連情報システムの統合、武器装備の科学研究生産、または秘密軍事施設の建設など国家の秘密業務に関わる企業・事業体は、審査と承認を経て、秘密保護資質を取得しなければならない。

第四十二条 国の秘密に関わる物品、サービスを購入する機関・企業、国の秘密に関わる工事建設、設計、施工、監理などに直接関連する主体は、国の秘密保護規定を遵守しなければならない。

機関・企業は企業や事業体に国家秘密に関わる業務を委託する場合、それとの秘密保護契約を締結し、秘密保護要求を提出し、秘密保護措置を講じなければならない。

第四十三条 秘密関連部署で働く人員（以下「秘密取扱人員」という。）は、秘密関連レベルに従って核心秘密関係者、重要秘密関係者、一般秘密関係者に分け、分類管理を実行する。

秘密取扱人員の任用、招聘は国の関連規定に従って審査を進めなければならない。

秘密取扱人員は良好な政治的素質と品行を持ち、秘密保護教育訓練を経て、秘密保護の職務に適した業務能力と秘密保護知識技能を備え、秘密保護承諾書を締結し、国の秘密保護規定を厳格に遵守し、秘密保護責任を負わなければならない。

秘密取扱人員の合法的権益は法律によって保護される。秘密保護の原因で合法的権益に影響および制限を受けた秘密取扱人員に対して、国の関連規定に従って相応の待遇、もしくは補償を与える。

第四十四条 機関・企業は秘密取扱人員の健全な管理制度を構築し、秘密取扱人員の権利、職務責任および要求を明確にし、秘密取扱人員の職責履行状況に対し経常的な監督検査を展開しなければならない。

第四十五条 秘密取扱人員の出国は関係部門の承認を得なければならない。関係機関が秘密取扱人員の出国が国家安全を脅かす、もしくは国家利益に重大な損失をもたらすと認めた場合、出国を承認してはならない。

第四十六条 秘密取扱人員が離職・退職する場合、国の秘密保護規定を遵守しなければならない。機関・企業は秘密保護教育を実施し、国家秘密媒体を回収するとともに、秘密保護離脱期間管理を実施しなければならない。秘密取扱人員は、規定に違反して秘密保護離脱期間中に就業や出国をしてはならず、いかなる方法によっても国家秘密を漏洩してはならない。秘密保護離脱期間の終了後も、国の秘密保護規定を遵守し、知り得た国家秘密について引き続き秘密保護義務を履行しなければならない。秘密取扱人員が離職および秘密保護離脱期間中の国の秘密保護規定に重大に違反した場合、機関・企業は速やかに同級の秘密保護行政管理部門に報告し、秘密保護行政管理部門が関係部門と共同で法に沿った処分措置を講じなければならない。

第四十七条 国家公務員その他の公民は、国家秘密が既に漏洩した、もしくは漏洩する恐れがあることを発見した場合、直ちに是正措置を講じるとともに、関係機関・企業に遅滞なく報告しなければならない。機関・企業は報告を受けた後、直ちに処理を行い、遅滞なく秘密保護行政管理部門に報告しなければならない。

第四章 監督管理

第四十八条 国家秘密保護行政管理部門は、法律および行政法規の規定に従い、秘密保護規則および国家秘密保護基準を制定する。

第四十九条 秘密保護行政管理部門は、法律に沿って秘密保護宣伝教育、秘密保護検査、秘密保護技術防護、秘密保護違法事件の調査処理を組織的に実施し、秘密保護業務の指導および監督管理を行う。

第五十条 秘密保護行政管理部門は、国家秘密の確定、変更もしくは解除が不適切であることを発見した場合、遅滞なく関係機関・企業に通知し、是正を求めなければならない。

第五十一条 秘密保護行政管理部門は、機関・企業における秘密保護関連の法令および関連制度の遵守状況について法に沿った検査を行う。秘密保護の違法が疑われる場合、遅滞なく調査処理を行う、もしくは関係機関・企業が調査処理するよう組織・督促しなければならない。犯罪が疑われる場合、法に沿って監察機関・司法機関に移送し処理しなければならない。

国の秘密保護規定に重大に違反した秘密取扱人員については、秘密保護行政管理部門が関係機関・企業に対し、当該者を秘密取扱職務から異動させるよう勧告しなければならない。

関係機関・企業および個人は、秘密保護行政管理部門が法に沿って職責を履行する際、協力しなければならない。

第五十二条 秘密保護行政管理部門は、秘密保護検査および事件調査処理において、法に沿って関連資料を閲覧し、関係者に質問して状況を記録し、関連施設、設備、文書資料などを先行して登記保存することができる。必要に応じ、秘密保護技術点検を実施することができる。

秘密保護行政管理部門は、秘密検査および事件調査処理において発見した国家秘密媒体の不法取得・所持については、これを強制回収しなければならない。国家秘密漏洩の危険性が認め

られる場合は、措置を講じ期限を定めて是正するよう要求しなければならない。国家秘密漏洩の危険性が認められる施設、設備、場所については、使用停止を命じなければならない。

第五十三条 国家秘密漏洩の嫌疑事件を処理する機関が、関連事項が国家秘密に該当するか否か、およびその機密等級を鑑定する必要がある場合、国家秘密保護行政管理部門または省・自治区・直轄市の秘密保護行政管理部門が鑑定を行う。

第五十四条 機関・企業が国の秘密保護規定に違反した者に対する法に沿った処分を行わない場合、秘密保護行政管理部門は是正を勧告するものとする。是正を拒否する場合、その上級機関または監察機関に対し、当該機関・企業の責任を負う指導人員および直接責任者に対し法に沿って処分するよう提案要請するものとする。

第五十五条 区を有する市級以上の秘密保護行政管理部門は、秘密保護リスク評価メカニズム、モニタリング・早期警報制度、緊急対応制度を構築し、関係部門と共同で情報の収集、分析、通報業務を展開する。

第五十六条 秘密保護協会などの業界組織は、法律と行政法規の規定に従って活動を展開し、業界の自己規律を推進し、業界の健全な発展を促進する。

第五章 法的責任

第五十七条 本法の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、情状の軽重に応じて法に沿った処分を科す。違法所得がある場合、違法所得を没収する。

- (一) 国家秘密媒体の不法な取得、所持。
- (二) 国家秘密媒体の売買、転送、もしくは無許可での廃棄。
- (三) 普通郵便、宅配業者などの秘密保護措置がない経路による国家秘密媒体の送達。
- (四) 国外への国家秘密媒体の郵送・託送、もしくは関係主管部門の承認を経ずに行う国外への国家秘密媒体の携帯、送達。
- (五) 国家秘密を違法に複製、記録、保存すること。
- (六) 私的な交流や通信上で国家秘密に関与すること。
- (七) 国の秘密保護規定および基準に従った有効な秘密保護措置を講じずに、インターネットその他公共情報ネットワーク、もしくは有線・無線通信上で国家秘密を伝達すること。
- (八) 国の秘密保護規定および基準に従った有効な秘密保護措置を講じずに、秘密関連情報システムおよび秘密関連情報機器をインターネットその他公共情報ネットワークに接続すること。
- (九) 国の秘密保護規定および基準に従った有効な秘密保護措置を講じずに、秘密関連情報システムおよび秘密関連情報機器とインターネットその他の公共情報ネットワークとの間で情報交換を行うこと。
- (十) 非秘密関連情報システム、非秘密関連情報機器を用いて国家秘密を保存・処理すること。
- (十一) 秘密関連情報システムのセキュリティ技術プログラムやセキュリティ管理プログラムを無断でアンインストールまたは改変すること。
- (十二) セキュリティ技術処理がまだ済んでいないログアウト済みの秘密関連情報機器の寄贈、売却、廃棄、もしくは他の用途への転用。
- (十三) その他本法規定に違反する行為。

前項の事由に該当するが犯罪を構成せず、かつ処分が適用されない者については、秘密保護行政管理部門がその所属機関・企業に対し処理を督促する。

第五十八条 機関・企業が本法の規定に違反し、重大な国家秘密漏洩事件が発生した場合、直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し、法に沿って処分を科す。処分が適用されない者については、秘密保護行政管理部門がその主管部門に対し処理を督促する。

機関・企業が本法規定に違反し、秘密確定すべき事項に対し秘密確定をせず、秘密確定すべきでない事項を秘密確定した場合、もしくは秘密保護解除審査責任を履行せず、深刻な結果を招いた場合、直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し、法に沿って処分を科す。

第五十九条 ネットワーク運営者が本法第三十四条の定め違反した場合、公安機関、国家安

中国 備考国家安全保障に係る主要な法制度

全機関、電気通信主管部門、秘密保護行政管理部門は、それぞれの職責分担に従って法に沿って処罰する。

第六十条 秘密保護資質を取得した企業・事業体が国の秘密保護規定に違反した場合、秘密保護行政管理部門は期限を定めて是正を命じ、警告または戒告通知を与える。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が深刻である場合は秘密保護業務を一時停止し、資質等級を降格する。情状が特に深刻である場合は秘密保護資質を取消す。

秘密保護資質を取得していない企業・事業体が本法第四十一条第二項に定める秘密保護業務に違法に従事した場合、秘密保護行政管理部門は秘密保護業務の停止を命じ、警告または戒告通知を与える。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

第六十一条 秘密保護行政管理部門の職員が秘密保護管理職責の履行において職権乱用、職務怠慢、私利による不正行為を行った場合、法に沿った処分を与える。

第六十二条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に沿って刑事責任を追及する。

第六章 附 則

第六十三条 中国人民解放軍および中国人民武装警察部隊における秘密保護業務の実施に関する具体的な規定は、中央軍事委員会が本法に基づき制定する。

第六十四条 機関・企業が職能を履行する過程で発生または取得し、国家秘密に該当しないものの漏洩により一定の不利な影響を与える事項については、業務秘密管理弁法に基づき必要な保護措置を講じる。業務秘密管理弁法は別途定めるものとする。

第六十五条 本法は 2024 年 5 月 1 日より施行する。